

漏水減免について

(1) 申請方法

水道メーターより内側で漏水が発生した場合、漏水量の一部に相当する上下水道料金を減免することができます。「箕面市指定給水装置工事事業者」で修繕後、料金センター(072-724-6756)にご相談のうえ、窓口で申請してください。

- 地中や壁の中の水道管（埋設管）からの漏水や、貯水槽や給湯器に接続する水道管からの水漏れで、漏れた水が外部に流れないため、発見しがたい場合の漏水に限られます。（トイレ、蛇口などからの漏水は対象外です。）
- 漏水による上下水道料金減免の対象になるのは、原則1回分のみです。水漏れがわかっている場合は、早急に修繕してください。
- 給水装置の修繕は、必ず「箕面市指定給水装置工事事業者」で行ってください。

(2) 漏水減免を受ける場合の料金計算

【ステップ1】 「普段の使用水量」の推定

原則、過去3回分の平均水量を「普段の使用水量」と推定します。

（季節変動があるなど、過去3回分の平均水量によることが妥当でない場合は、前年同期とするなど、可能な限り実態に近い方法で推定します。）

【ステップ2】 「漏水量」の推定

漏水していた時期を含む期間の計量水量から「ステップ1」で推定した「普段の使用水量」を差し引き、「漏水量」を推定します。

【ステップ3】 「減免水量」の計算

「ステップ2」で推定した「漏水量」を以下の表に当てはめて、「減免水量」を計算します。

	「減免水量」	料金負担いただく漏水量
生活用	「漏水量」の50%	「漏水量」の50%
生活用以外	「漏水量」の40%	「漏水量」の60%

※多量漏水の場合、料金負担いただく漏水量に上限を設けています。

【ステップ4】 料金負担いただく水量の計算

「計量水量」から「ステップ3」で算出した「減免水量」を差し引くと、減免後に料金負担いただく水量になります。

【ステップ5】 料金計算

水道料金については、「ステップ4」で算出した水量を料金表にあてはめて、料金負担いただきます。

なお、漏水した水については、下水道使用料を徴収しませんので、下水道使用料は「ステップ1」で推定した「普段の使用水量」分の使用料負担になります。